

**年末年始のごみの収集と
処理施設への直接搬入**

問エコプラント魚沼（大和地域）
☎025-792-9900
廃棄物対策課（六日町・塩沢地域）
☎782-0339

家庭ごみの収集

家庭ごみの収集日は、平成30年度「家庭ごみ収集カレンダー」のとおりです。

ごみの直接搬入

ごみの直接搬入は、平成31年1月1日（火・祝）～3日（休）を除いて毎日できます。年末年始の受入れは、次のとおりです。

大和地域

エコプラント魚沼

・ 12月31日（月） 午後5時

・ 平成31年1月4日（金） 午前8時～

塩沢地域・六日町地域

可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設

・ 12月31日（月） 午後5時

・ 平成31年1月4日（金） 午前9時～

償却資産の申告をお忘れなく

問 税務課 資産税班

☎773-6668

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の構築物、機械、備品などの有形資産のことです。駐車場のアスファルト舗装や消雪設備、フォークリフトやショベルローダなどの大型特殊自動車も含まれます。

平成31年1月1日時点で固定資産の課税対象となる償却資産を所有する事業者は、所有状況を記した申告書を期限までに提出してください。軽自動車税・自動車税を課税されている資産は申告不要です。

継続申告の事業者には、申告書を郵送しています。申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。

☑ 平成31年1月31日（木）

提出先 税務課 資産税班、大和・塩沢市民センター

みんなでできる明るい選挙

問 選挙管理委員会

☎773-6660（通常時）

☎773-6434（選挙時）

寄付禁止のルール「三ない運動」を存じますか？

（政治家は）贈らない！

（政治家に）求めない！

（政治家から）受け取らない！

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。一人ひとりが寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



**平成31年度に向けた新潟県
特別栽培農産物認証制度の
説明会**

問 南魚沼地域振興局 農林振興部企画振興課

☎772-3918

県では、安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに 대응するため、慣行栽培から化学合成農薬と化学肥料を5割以上削減して栽培した県産農産物を、新潟県特別栽培農産物として認証しています。

平成31年度からこの制度に新たに取組もうと考えている人や興味のある人を対象に、説明会を開催します。気軽にご参加ください。

☑ 12月25日（火）

午後1時30分～3時

会 南魚沼地域振興局1階 第1会議室

☑ 新潟県特別栽培農産物認証制度の概要や申請方法など

☑ 南魚沼市、湯沢町に所在する農地で農産物を栽培している人

☑ 電話でお申し込みください。12月21日（金）

除雪ボランティア「スコープ」メンバー募集

問 新潟県 総務管理部 地域政策課 雪対策室

☎025-280-5096

県内の豪雪地において、高齢者世帯などの除雪作業を行うボランティア「スコープ」のメンバーを募集しています。活動を通じた地域の人との交流や雪かきの技術講習も行って、だれでも楽しみながら活動できます。大学のサークルや職場など団体での登録も大歓迎です。

☑ 県ウェブサイト（「新潟県除雪ボランティア」で検索）の登録フォームから登録するか、地域政策課で配布する申込用紙をご提出ください。